

⑬健康保険 (日雇特例)



仕事以外のケガや病気にそなえて、
加入手続きをしておきましょう。

手続きのしかた

健康保険手帳の交付は、玉出年金事務所か、西成労働福祉センター内の健康保険窓口で行っています。

手続きには、雇用保険手帳と印かんが必要です。

センターでの受付時間は、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時です。

※玉出年金事務所の管轄地域は、西成区・住吉区・住之江区です。なお、センターで手続きできるのは、西成区に住民登録している方です。

手帳の更新

雇用保険手帳と同じように、健康保険手帳も1年に1回、必ず更新の手続きをしましょう。

手帳を更新しないで有効期限が切れると、資格がすぐにはとれなくなり、資格をとるまで2～3ヶ月かかりますので、注意してください。



資格と給付

仕事以外のケガや病気で病院に行くときは、受給資格者票（健康保険証）が必要です。

毎月、受給資格の確認を受けてください。（初診の時はその月の確認印が必要です。継続治療は1年まで。）

傷病手当金などの給付もあります。



傷病手当金

傷病手当金請求の受付は、玉出年金事務所で行っています。

請求するときは、請求用紙のほか、健康保険手帳、受給資格者票（健康保険証）と、雇用保険手帳・印かんが必要です。

傷病手当金の金額は、健康保険手帳にはった印紙の等級と枚数によって変わってきます。

大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム4階

玉出年金事務所 ☎ 06-6682-3311



保険料（印紙代）

〈賃金日額と保険料日額〉

等級	賃金日額	保険料の総額	本人負担額
3	5,000 円以上	870 円 (740 円)	335 円 (285 円)
	6,500 円未満		
4	6,500 円以上	1,110 円 (940 円)	425 円 (360 円)
	8,000 円未満		
5	8,000 円以上	1,330 円 (1,140 円)	510 円 (435 円)
	9,500 円未満		
6	9,500 円以上	1,650 円 (1,400 円)	630 円 (535 円)
	12,000 円未満		
7	12,000 円以上	2,030 円 (1,730 円)	775 円 (660 円)
	14,500 円未満		
8	14,500 円以上	2,410 円 (2,050 円)	920 円 (785 円)
	17,000 円未満		
9	17,000 円以上	2,800 円 (2,380 円)	1,070 円 (910 円)
	19,500 円未満		
10	19,500 円以上	3,260 円 (2,770 円)	1,245 円 (1,060 円)
	23,000 円未満		
11	23,000 円以上	3,790 円 (3,230 円)	1,450 円 (1,235 円)

(2019 年 4 月～)

★ () 内の額は、40 歳未満または 65 歳以上で、介護保険第 2 号被保険者とならない方の保険料金額です。

なお、保険料は毎年 4 月に見直しがあります。

健康保険の適用事業所で働くときは、 健康保険の印紙をはってもらいましょう

- ★ 働く日ごとに、雇用保険手帳といっしょに健康保険手帳も事業主に出して、健康保険印紙をはってもらってください。
- ★ 健康保険印紙を持っている事業所で働いた場合、健康保険手帳を持っていなくても、原則として印紙代（本人負担分）を負担しなくてはなりません。
- ★ 傷病手当金などの額は、はつてある印紙の額によって決められますので、誤りのないようにはつてもらってください。



- ★ 健康保険手帳を持っている 40 歳以上 65 歳未満の人は、自動的に介護保険の第 2 号被保険者となります。
- ★ 受診時の一部負担金
 - 70歳未満の人 — 3割負担
 - 70歳以上、75歳未満の人 — 2割負担(ただし、昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 1 割)

くわしくは、玉出年金事務所 (06-6682-3311) か
西成労働福祉センター内の健康保険窓口まで